

基本目標 1

多様な価値観を尊重できる男女共同参画意識の醸成



4 質の高い教育をみんなに



5 ジェンダー平等を実現しよう



10 人や国の不平等をなくそう



17 パートナーシップで目標を達成しよう

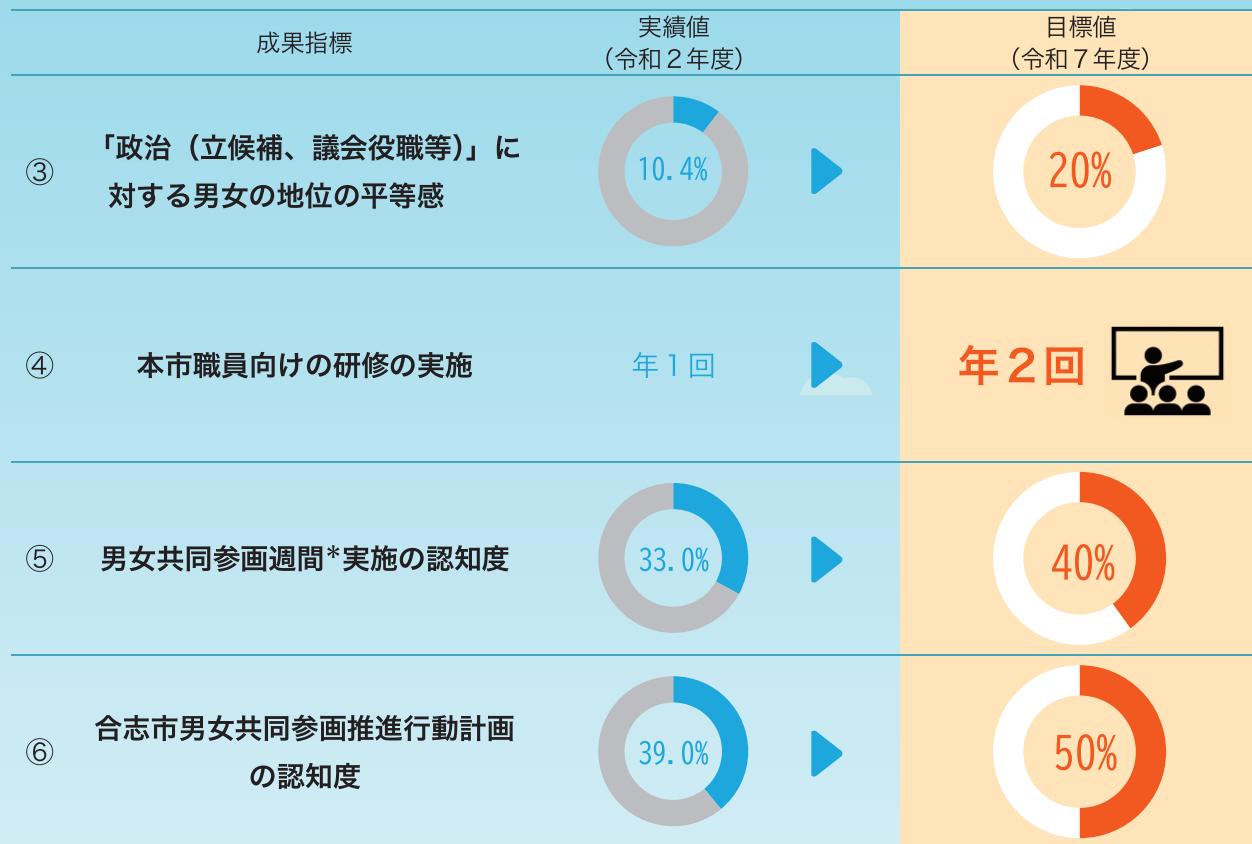
男女共同参画社会を実現していくうえで、人々の意識の中に形成された性別に基づく固定的な役割分担意識やアンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)が、社会に大きく影響を与えています。考えは個々で異なっているものであり、お互いの考え方を知り、認め合うことで、互いを尊重し合える社会をつくることが可能となります。

すべての人が男女共同参画の理念、多様性の尊重について認識し、必要性を理解することが重要であり、これらを意識したものの見方や考え方は、幼少期から家庭や学校、地域の中で無意識に身に付くものです。未来を担う子ども達が、人権の大切さや男女平等、多様性尊重の重要性を幼児期から学ぶことができるよう、子どもの成長過程に関わる人が人権意識と男女平等意識を持つことや、職場などで男女共同参画について学ぶ機会が必要です。本市では、性別に関係なくお互いを認め合い、多様な選択ができるよう男女共同参画の理解促進、教育・学習の充実に取り組みます。

また、地域や職場など社会のあらゆる分野で、政策や方針の決定過程に男女が対等な立場で参画することは、男女共同参画社会の実現にとって不可欠です。これまで女性の参画が少なかった分野に女性が参画・活躍することで、多様な価値を反映した地域社会づくりが可能となります。一人ひとりが自分らしく、性別や年齢に関わらない男女共同参画社会の実現に向けて、更なる男女共同参画の意識づくり・地域づくりに取り組みます。

成果指標

成果指標	実績値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
① 固定的性別役割分担*意識に対する否定的な意見	 66.6%	 70%
② 「社会通念・慣習・しきたり」に対する男女の地位の平等感	 10.4%	 20%



(指標①②③⑤⑥：アンケート調査、④：府内にて調査)

（1）男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

- ◆次世代を担う子どもや若者が性別にかかわらず自分らしい生き方を選べるよう、学校や地域、家庭における教育の機会の充実を図ります。
- ◆一人ひとりが自分も他人も大切にすることのできる意識を育み、個人の尊厳と多様性を尊重できる社会づくりへとつなげます。

主な取組（事業）

1 教育の充実

担当課：子育て支援課、学校教育課

保育園・幼稚園等では、それぞれの発育過程にあわせ、男女共同参画の視点に応じ、固定的性別役割分担*意識にとらわれない保育、教育を推進するため、男女共同参画意識を育む本の読み聞かせ等を行います。学校では、学習・生活全般において、固定的性別役割分担意識にとらわれず、お互いを思いやる気持ちを育む教育に努めます。

2 性教育の推進

担当課：学校教育課、人権啓発教育課

男女共同参画の意識を育むため、性や男女のあり方について、児童・生徒の心身の発達段階に応じた性教育を推進します。

3 進路指導

担当課：学校教育課

固定的性別役割分担意識にとらわれず、一人ひとりの個性や適性に応じた進路指導を推進します。また、将来自らが望む職業や、働き方、ライフスタイル*を自らが考え・希望・選択することができるようになるため、ライフプラン*等に関する学習を実施します。

4 職員研修の充実

担当課：総務課

市職員が正しい認識をもち、地域でも実践できるような職員研修の実施を図ります。

5 青少年をとりまく社会環境の整備担当課：総務課、女性・子ども支援課
生涯学習課、人権啓発教育課

青少年の健全育成、非行防止のため関係機関と連携し、有害図書、DVD等の販売自粛への働きかけ、インターネット上のトラブル防止への啓発、地域のパトロール等を行います。

6 保育士・教職員等の研修参加の促進

担当課：子育て支援課、学校教育課

保育士・教職員などに対し男女共同参画の本質を理解し、指導できるように男女共同参画に関する研修への参加を呼びかけます。

(2) 地域における男女共同参画の推進

◆地域における男女共同参画や多様性尊重に関する知識を深め、子どもや女性を含む多様な人々が地域で安心して暮らしていくことのできる社会の実現を目指します。

主な取組（事業）**7 家庭との連携**

担当課：子育て支援課、学校教育課

保育園・幼稚園・学校が、家庭や地域と連携をして、子どもたちを育むための、情報提供を行います。

8 地域全体で子どもを育てる意識の醸成担当課：総務課、子育て支援課、
生涯学習課

子育てを地域全体でしていくものという考え方を明確にし、地域の子育て教室等を開催し、子育ての負担を特に女性だけに背負わせない考え方や仕組みづくりを推進していきます。

9 啓発講座・講演会の開催

担当課：総務課、生涯学習課

男女共同参画に関する理解を深めるため、講座・講演会を開催します。

(3) 広報・啓発による意識改革と機運醸成

- ◆誰もが性別にかかわりなく活躍できる豊かな社会づくりに向けて、市民や企業、地域社会と協働し、国とも連携しながら継続的に情報発信を行い、社会の機運醸成を図ります。
- ◆家庭、学校、地域や職場などにおける男女平等・人権尊重のさらなる意識づけを目指し、学習機会（研修など各種講座、情報誌やホームページを活用した情報提供等）を充実させます。
- ◆一人ひとりが自分も他人も大切にすることのできる意識を育み、個人の尊厳と多様性を尊重できる社会づくりへとつなげます。

主な取組（事業）

10 女性の意識の啓発

担当課：総務課

女性自身の意識改革と社会参画へのエンパワーメント*（自主性や能力発揮のための支援）やキャリアアップ*のため、研修会や講演会等を開催します。

11 啓発パンフレットの発行

担当課：総務課

男女共同参画に関する情報をわかりやすく提供するため性別、年代別、対象者別にさまざまな手法で情報誌・啓発パンフレット等を発行します。

12 「男女共同参画週間*」の周知

担当課：総務課

男女共同参画社会の形成の促進のため「男女共同参画週間」（6月23～29日）の周知を図ります。

13 管内企業への啓発の推進

担当課：総務課、商工振興課

管内企業等へポジティブ・アクション*（男女間の格差改善のための積極的な機会提供）、男女雇用機会均等法*、育児・介護休業法*、労働基準法の遵守等の啓発（資料配布・講演会等）を推進します。

14 行動計画の広報

担当課：総務課

男女共同参画社会の実現を目指すためには、市民の協力が必要であることから、この行動計画の周知を図ります。

15 図書・資料の収集と提供

担当課：生涯学習課

男女共同参画に関する図書や資料等を収集し、提供します。

16 人権に関する市民への意識啓発

担当課：総務課、人権啓発教育課

基本的人権の尊重の精神を基盤として、性別に関わらない意識づくりをするため、市民を対象とした講演会や学習会を開催し、人権教育・啓発を推進します。

17 議会への情報提供

担当課：議会事務局

男女共同参画に関する啓発事業（講座・講演会等）の周知を図ります。

基本目標1において 家庭・地域・事業所で取り組みたいこと

家庭

男の子だから、女の子だから、といった声かけは控えましょう。

親子・夫婦など、どのような関係にあっても、互いの考え方へ耳を傾け、尊重し合いましょう。

事業所

お茶くみは女性の仕事など、無意識に女・男の仕事と決めつけないようにしましょう。

上司、部下、同僚など、どのような関係にあっても、互いの考え方を尊重し合いましょう。

地域

時代に合ったやり方があるかもしれません。以前のやり方に固執せず、柔軟な考え方を持ちましょう。

年配者の意見は経験に基づいたものです。耳を傾け、他者の経験から学ぶことにより、より良い気づきがあるかもしれません。

多様な価値観が共存する時代です。人の価値観を否定せず、互いの考え方を尊重しましょう。

基本目標 2

だれもが希望する場所で能力を発揮し活躍できる社会づくり



5 ジェンダー平等を実現しよう



8 働きがいも経済成長も



10 人や国の不平等をなくそう

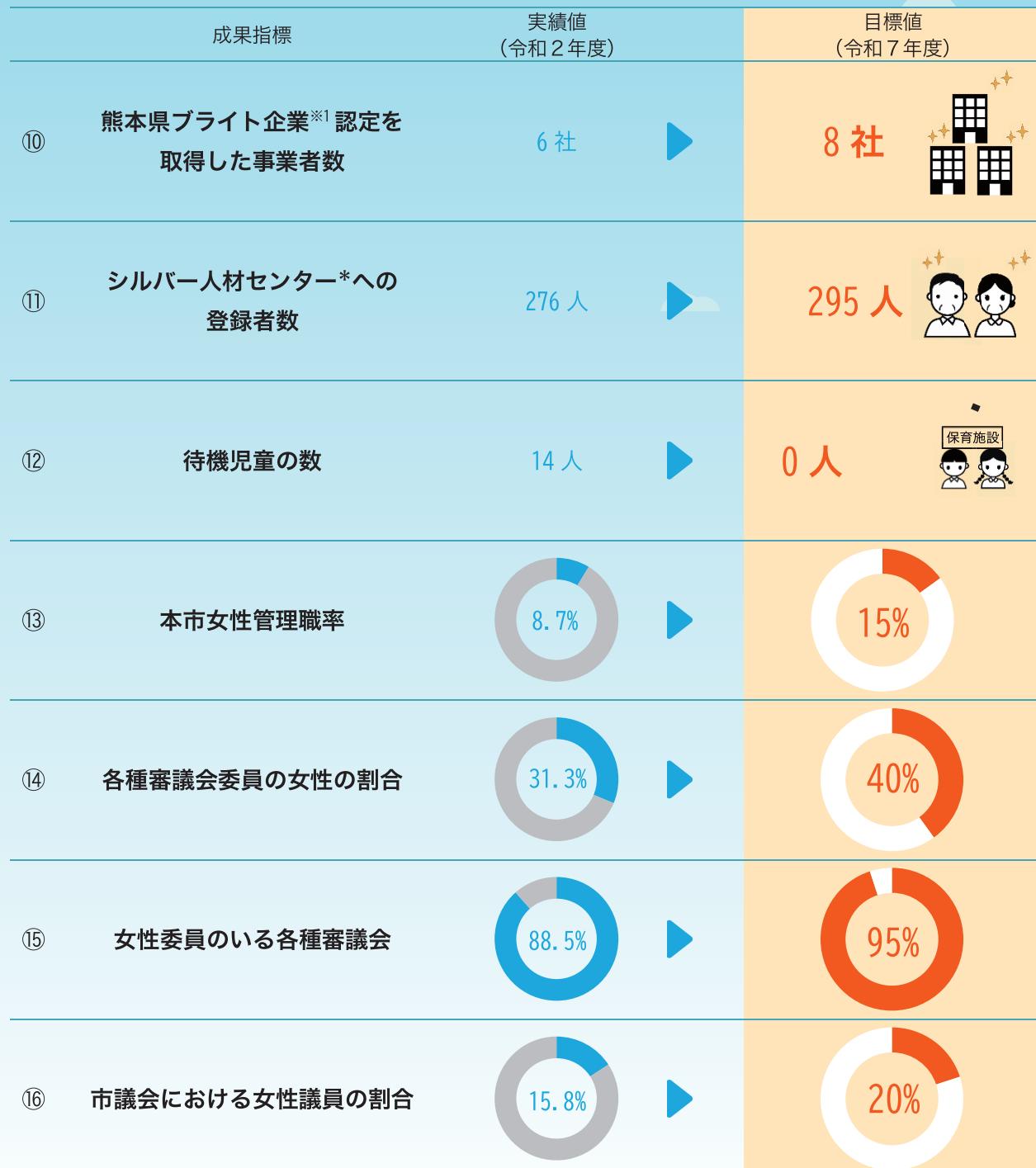
全国的には人口減少社会を迎えており、本市における人口は増加傾向にあります。今後さらにあらゆる背景を持つ人々が増加し、多様な人々でにぎわうまちになっていくことが予想されます。そのような中で、女性を含む全ての人々がその生き方に自信と誇りを持ち、自らの意思により、その個性と能力を十分に発揮し、職場、家庭、地域等あらゆる場面において活躍できる職場環境や地域環境づくりを推進することが重要です。

共働き世帯が増加している一方で、家庭での掃除・食事の準備などの家事、育児や介護は、その多くを女性が担っており、働きながら家事・育児・介護をする女性にとって大きな負担となっています。また、職場社会では役職や職務内容に男女差があるなど、女性の継続した就業やキャリアアップ*は、依然として男性と比較すると難しい状況にあります。各個人の意識の向上だけでなく、ワーク・ライフ・バランス*への取組推進により男性中心型の労働慣行や長時間労働を前提とした職場風土を見直し、労働時間の短縮、柔軟な働き方や休暇制度の活用など、男女が共に充実した生活を送ることのできる社会、企業も地域も活力のある社会の実現を目指します。

これまで女性は農業や地域おこしにおいても大きな役割を果たしてきました。地域資源を活用した商品・サービスの開発等にも多くの女性が参画しており、新たな価値の創造や市場の開発には、多様な経験・価値観を盛り込むことが不可欠です。女性の起業家や自営業者、農業者等に対する支援と経済分野及び地域活動における男女共同参画の推進は、地域の活性化に加え、多様な生き方、多様な働き方を選択できる社会の実現という視点においても進める必要があります。

成果指標

成果指標	実績値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
⑦ 本市男性職員の育児休業取得率	5.2%	15%
⑧ 仕事と生活のバランスがとれている人の割合	69.9%	75%
⑨ ワーク・ライフ・バランスへ十分に取り組んでいる事業所割合	38.4%	45%



(指標⑦、⑪～⑯：府内にて調査、⑧、⑨：アンケート調査、⑩：熊本県ホームページにて調査)

(※1 の注釈は、P. 25 に記載しています。)

(1) 男性の働き方改革と家事・育児・介護への参画推進

- ◆長時間労働の抑制など働き方の見直しや、男女の性別役割分担に関する意識改革を進め、男性の家事・育児・介護への参画のきっかけづくりや具体的な機会を提供することにより、誰もが共に主体的に家庭生活を営むことができる社会の実現を目指します。
- ◆家庭における家事・育児の負担軽減や、市民一人ひとりのワーク・ライフ・バランスの実現に向けて「家事・育児を社会が担う」という視点から社会資源との連携を推進します。

主な取組（事業）

18 男性の家事・育児・介護への参加促進のための学習の機会の提供	子育てに男性も積極的に関わるように、親子で参加できる学習の機会等を提供します。また、具体的な生活技術を身につけるため、料理教室や介護教室等を開催します。
担当課：子育て支援課、高齢者支援課、 健康づくり推進課、 生涯学習課	
19 男性の参加が少ない地域活動への男性参加の促進	子育てや、食に関わること等、男性参加者の少ない分野に男性も進んで参加ができるよう、その広報・啓発と、環境の整備を行います。
担当課：子育て支援課、高齢者支援課、 健康づくり推進課、 生涯学習課	
20 男性参画の推進	性別にかかわりなく保護者会や学校行事、P T A活動・子ども会活動等、教育の場への参画を呼びかけます。
担当課：子育て支援課、学校教育課	
21 男性職員の育児休業・介護休業の取得推進	男女が共に活躍する環境を生み出すため、現状では取得率の低い男性職員の育児休業・介護休業の積極的な取得を呼びかけます。
担当課：関係各課	

(2) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス*）の推進

- ◆女性の活躍やワーク・ライフ・バランスを推進するため、誰もが働きやすく活躍できる職場づくりを推進します。
- ◆市内中小企業等に対して、仕事と家事・育児・介護等との両立支援、在宅勤務やテレワーク*、フレックスタイム*制（出社・退社時間を自分で決める制度）をはじめとする多様で柔軟な働き方の推進、男性育休の取得促進等の働きかけを行います。
- ◆子育て支援や介護支援など、仕事との両立支援のための社会環境づくりを進めます。

主な取組（事業）

22 多様な働き方の普及	多様性のある働き方を認める事業所や団体を増やすため、フレックスタイムやワークシェアリング*（多くの人で全体の仕事量を分け合うこと）等さまざまな働き方の情報提供や研修会を実施し、事業所にその積極的な導入を働きかけます。
担当課：総務課、商工振興課	

23 熊本県ブライト企業※1認定支援

担当課：総務課、商工振興課

熊本県ブライト企業認定に向け、市内ブライト企業を広報等で紹介することで事業所における取得メリットを周知し、啓発を推進します。

24 育児休業制度・介護休業制度の普及・啓発

担当課：総務課、商工振興課

母性の保護と家事・育児・介護の男女共同参画の観点から、育児休業制度・介護休業制度の普及・啓発を図り、ワーク・ライフ・バランス*に取り組みます。具体的な導入の仕方として、例えば、育児や介護を理由とした時間単位の休暇取得等、比較的導入しやすい内容から啓発します。

25 ライフステージ*に合わせた働き方を選択できるようにするための意識啓発

担当課：総務課、商工振興課

男女がさまざまなライフステージに合わせて、働き方を選択することができるよう、関連する制度やワーク・ライフ・バランス等について情報提供を行います。

26 シルバー人材センター*の活用推進

担当課：高齢者支援課

高齢者の社会参加と生きがいのため、シルバー人材センターへの登録を推進し、豊かな知識や技能、経験を生かした人材の活用と就労の場の提供を推進します。

27 子育て支援事業の実施

担当課：子育て支援課、
女性・子ども支援課、
健康づくり推進課、
学校教育課、生涯学習課

子育てに伴う不安や負担感の軽減や、次代を担う子どもたちが健やかにたくましく育ち、安心して子どもを産み育てることができる環境を整備するための事業を行います。

(一例)
子育てネットワークづくり、子ども・子育て支援事業計画*の推進・見直し、子ども医療費助成制度、多様な子育て支援サービスの充実、ブックスタート・ブックサポートの推進

28 福祉サービスの充実

担当課：福祉課、高齢者支援課

高齢者、障がいのある人の自立を支援する福祉サービスを充実させることにより、介護者の負担を軽減し、介護の有無に関係なく社会へ参画できるよう支援する事業を行います。

(一例)
地域生活支援事業*の充実、在宅サービス*の継続、介護に関する情報提供と介護支援の実施、日常生活支援体制の整備

(※1 の注釈は、P. 25 に記載しています。)

(3) 社会における女性の活躍推進

- ◆女性がライフイベントに合わせて希望する働き方を実現できるよう、女性の就労支援や女性起業家支援、企業の取組支援など、働きたい・働き続けたい女性の活躍を推進します。
- ◆女性がキャリアアップ*できる職場環境づくりやリーダーシップ開発に関して企業へ働きかけを行うことで、女性リーダーの育成、女性管理職登用を加速します。
- ◆庁内における女性活躍・男女共同参画と働き方改革を進めます。

主な取組（事業）

29 女性管理職の登用

担当課：総務課、商工振興課

女性管理職登用のため、事業所に対し、積極的に女性を登用することについて啓発し、ポジティブ・アクション*の導入を奨励します。

30 女性活躍に関わる支援

担当課：総務課、女性・子ども支援課、
商工振興課

女性の起業や資格取得、一旦退職した女性の再就職支援等について、関係機関と連携し、情報提供を行います。

31 各種審議会等への女性の登用に関わる理解の促進

担当課：関係各課

各種審議会・委員会等、指導的立場に立つ女性が少ないため、関係団体や地域等に女性登用の促進について理解と協力を求めます。

32 各種審議会等への女性の登用

担当課：関係各課

各種審議会・委員会等に女性を積極的に登用し、女性委員のいない審議会等をなくしていきます。

33 委員選出方法の見直し

担当課：関係各課

女性の参画を進めるために、現在の審議会委員等の選出方法を見直します。

34 女性人材リストの整備

担当課：関係各課

さまざまな活動を行っている団体・グループ、個人等の協力を得て、女性の人材発掘を行い、各種審議会等へ登用するため人材情報の収集に努めます。

35 女性の人材育成

担当課：関係各課

各分野で女性リーダーを育成するため、女性自身の意識啓発やスキルアップ*のための研修等を実施します。

36 地域における方針決定の場への女性の登用

担当課：総務課、企画課、生涯学習課

地域における組織運営の中で男女が積極的に参加できるコミュニティづくりと方針決定の場への女性の参画を推進します。

37 農村女性の地位向上

担当課：農政課

農業女性アドバイザー*による男女共同参画の促進や女性認定農業者*の増加、家族経営協定*締結の推進等、農村女性の地位向上に努めます。

38 孫育てを促進する情報発信担当課：総務課、子育て支援課、
健康づくり推進課、生涯学習課

世代の違い等を障壁としない、祖父母世代の積極的な孫育てへの参画のための情報発信を行います。

39 保育事業の充実

担当課：子育て支援課

女性の出産後の職場復帰や就労継続、あるいは再就職を容易にするために、延長保育*、一時保育*、休日保育*、病児・病後児保育*の充実を図ります。

40 学童保育*事業の充実

担当課：子育て支援課

多様な就労形態に対応できるよう、ニーズに応じた学童保育事業の充実を図ります。

41 交流機会の提供

担当課：関係各課

地域で活動する女性たちの交流を進め、地域活動の活性化を図るために、女性団体等の交流や研修の機会を提供します。

(4) 多様な性・文化・生き方を尊重する社会づくり

◆性的マイノリティ*の人々が深刻な生きづらさを抱えている実態を踏まえ、多様な性のあり方にに関する社会的な理解の促進や、暮らしの中での様々な困難への対応、差別・偏見の解消などの取組を推進します。

◆誰もが多様性を認める意識づくりを行うことにより、性的マイノリティの人々を含め、あらゆる背景を持つ人々に対して、各現場や職場において必要な配慮が広がるよう、社会への啓発とともに、企業・学校・行政等への研修の充実を図ります。

主な取組（事業）**42 性的マイノリティの人々への理解促進**担当課：総務課、学校教育課、
人権啓発教育課

LGBT*等、性的マイノリティの人々に関する理解を深め、偏見を無くすため、啓発・教育を推進します。

43 性的マイノリティの人々への配慮

担当課：関係各課

男女の性だけでなく、LGBT等、性的マイノリティの人々への配慮をした広報啓発や情報提供、書式の作成等を行います。

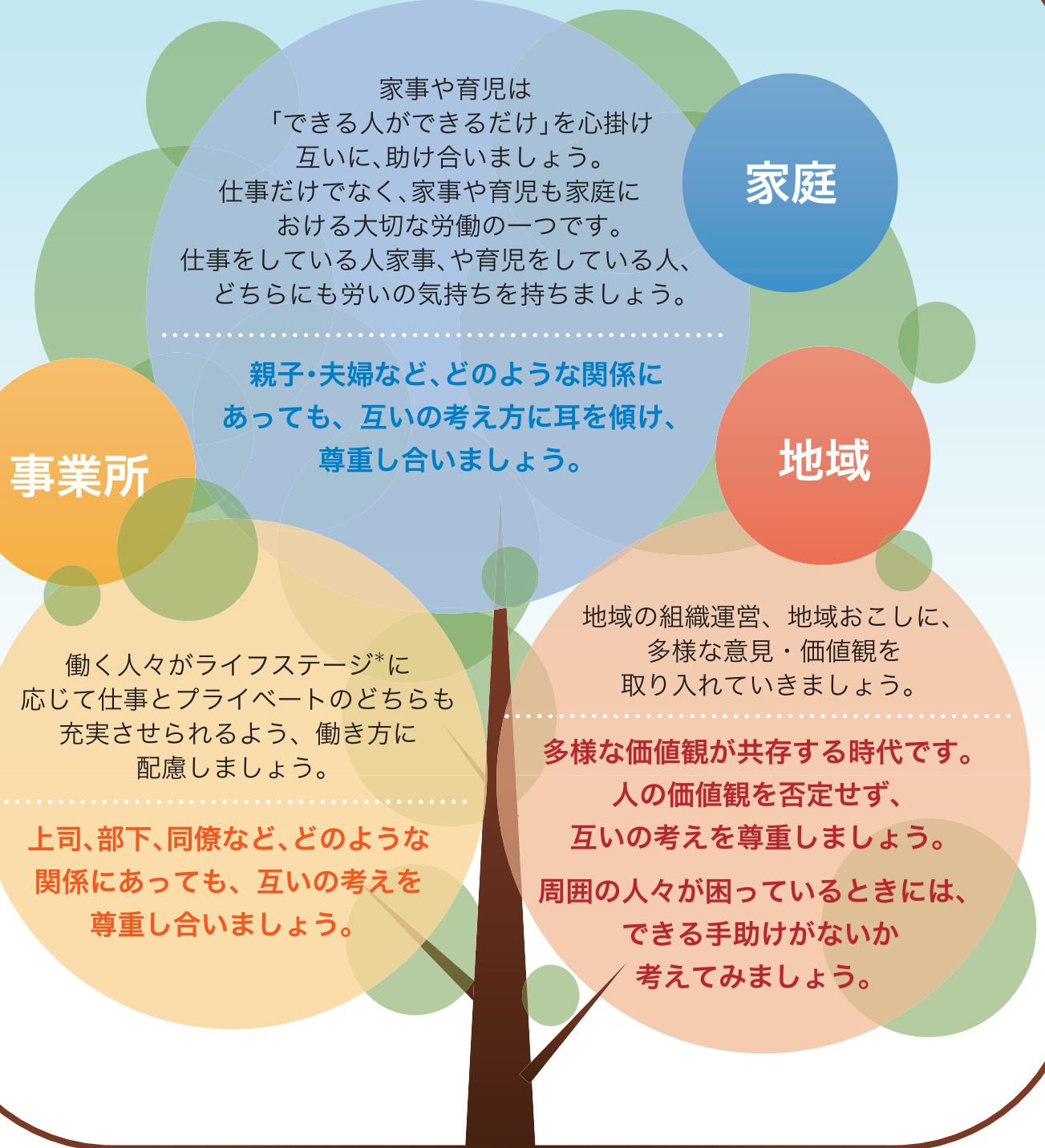
44 多様化する社会に対応した ダイバーシティ*（多様な人材の積極的な活用）等、国際化も含めた多研修・教育の機会の創出　多様化する社会を見据えた考え方に関する研修や教育の機会を提供します。

担当課：学校教育課

45 國際的な理解を促進する 情報発信　国際的な視野に立った、男女共同参画に関する情報発信を行います。

担当課：総務課、企画課、学校教育課

基本目標2において 家庭・地域・事業所で取り組みたいこと



基本目標 3

安全・安心な暮らしの実現



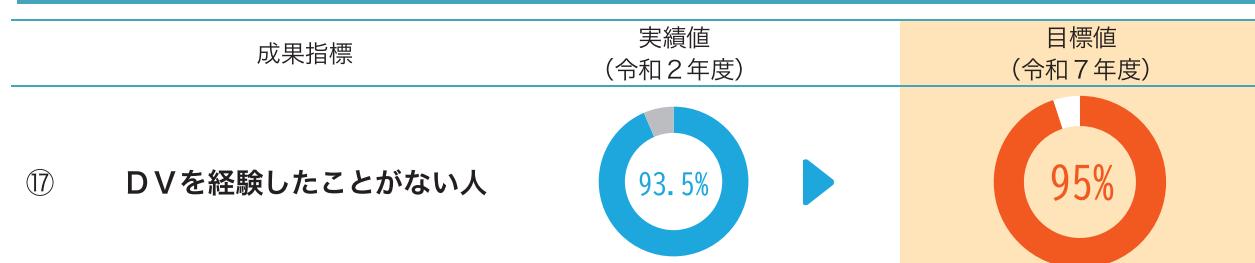
暴力は、性別や加害者、被害者の立場を問わず、決して許されるものではなく、男女共同参画社会の実現に向けて、克服すべき重要な課題です。特にDV*は、犯罪となる行為も含む重大な人権侵害で、家庭内で行われるため、発見が困難な上に、加害者に罪の意識が薄いという傾向があり、暴力がエスカレートして被害が深刻化する傾向にあります。被害者の多くは女性で、その根底には女性の人権の軽視があると言われています。このような状況を改善していくために、どういった行為がDVやハラスメントとなるのかなど、正しい知識を深め、個人のみではなく地域社会の協力が得られるように、意識啓発や情報提供、さらには若年層への予防教育を推進する必要があります。また、被害者が安心して相談できる窓口の整備や、被害者を発見し保護するための緊急体制、自立に向けた支援の充実など、さまざまな関係部局や関係機関との連携強化を図りながら、男女間の暴力のない地域づくりを目指します。

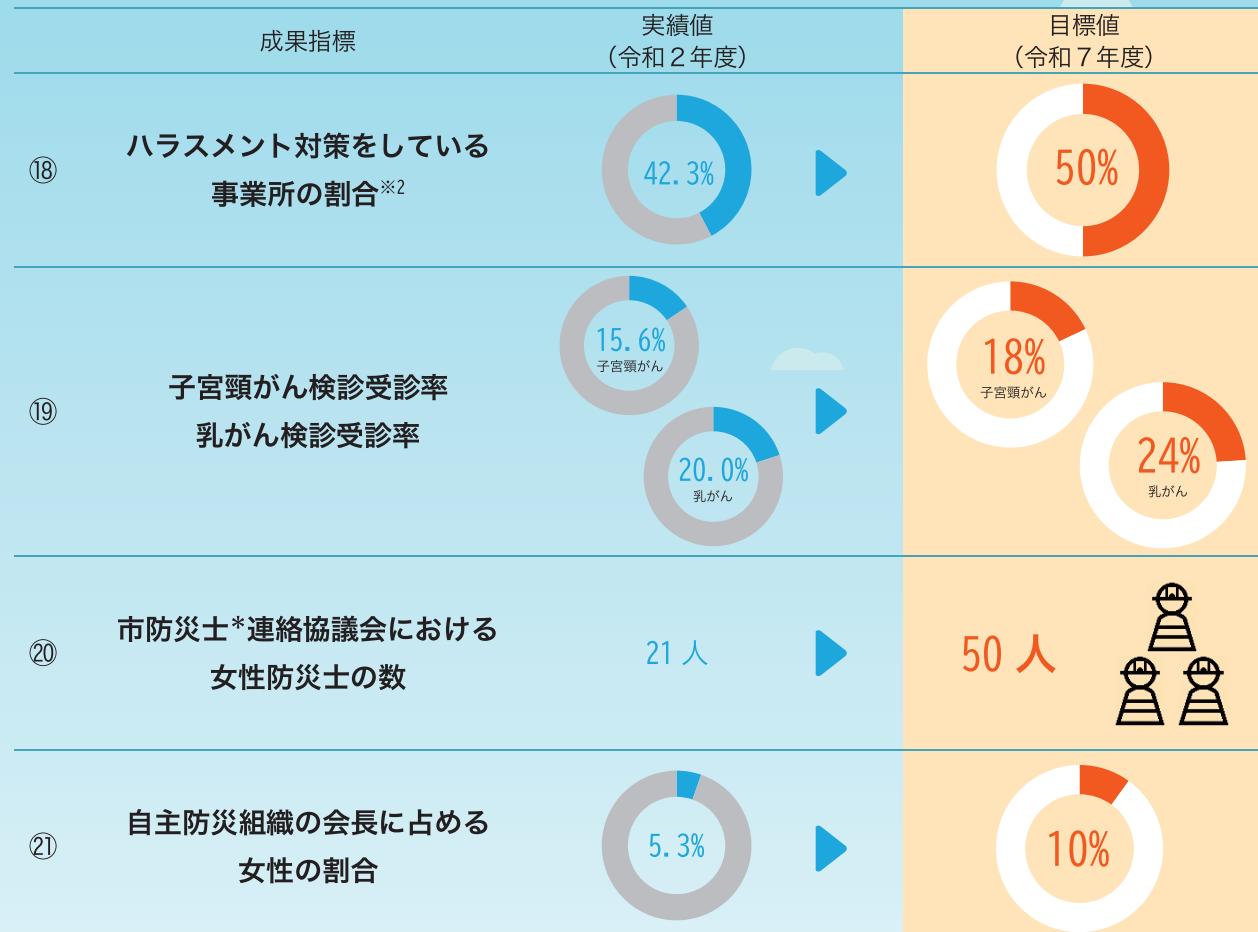
女性は、出産・育児・介護などの事情で離職を余儀なくされる場合もあり、非正規職労働者が多いことなど、男性に比べて貧困などの生活上の困難に陥りやすくなっています。また、近年では未婚の増加や一部の年代では就職氷河期とも重なり、女性に限らず非正規職シングル*の人々が多くなっており、新型コロナウイルス感染症の影響により生活困窮にさらされたり、精神的に追いつめられる可能性が高くなっています。経済的リスクや生きづらさを軽減できるよう、待遇の改善や偏見の撤廃に向け、啓発していきます。

また、誰もが生涯を通じて楽しく・仲良く・いきいきと過ごすためには、心身の健康保持が重要です。性の特性に応じ、妊娠・出産や性特有のがんなどの健康問題に直面する可能性があります。リプロダクティブ・ヘルス／ライツ*（すべての人が享受するべき性に関する健康の権利）の考え方を普及し、妊娠・出産などを含めた女性のライフステージ*に応じた健康を支援します。

近年の大規模自然災害が頻繁に発生している状況や、新型コロナウイルス感染症の流行といった状況を踏まえ、これらに対する体制整備が求められています。市民の防災意識は高まってきていますが、その一方で、避難所などで男女の異なるニーズや状況への配慮が十分でないこと、地域住民同士のつながりが希薄になっていることなどが危惧されています。特に災害時は、平常時の社会の課題が一層顕著に表れるため、これまでの慣行や考えにとらわれずに、女性、子ども、外国人、障がいのある人など、あらゆる視点で地域防災を考え、避難所運営マニュアルづくりや、ともに助け合う地域コミュニティを形成するなど、災害時に備えた意識の醸成と具体的な取組を検討します。

成果指標





(指標⑯⑰：アンケート調査、⑰～⑲：府内にて調査)

(1) あらゆる暴力・ハラスメントの根絶

- ◆ DV*防止と被害者の支援に向けて、相談支援、安全確保、自立に向けた支援の取組を進めます。特に若年層向けの啓発・教育や相談窓口の充実、児童虐待対応部署と連携した対応の強化を図ります。
- ◆ 性暴力や性犯罪等、性や性別に関わるあらゆる暴力の防止と社会的理解の促進、被害者等支援などの取組を推進します。

主な取組（事業）

46 女性に関する問題の相談機関の周知

担当課：総務課、子育て支援課、女性・子ども支援課

女性が抱えるさまざまな問題（DV、児童虐待、ストーカー*、心身、育児、介護等）の悩みに対して、相談できる関係機関や、その窓口を明確化し、周知を徹底します。

47 セクシュアル・ハラスメント*等の防止

担当課：総務課、企画課、商工振興課

職場におけるセクシュアル・ハラスメント*やパワーハラスメント*、モラルハラスメント*（精神的な暴力・虐待）等の防止のため、広報や啓発を行います。



48 児童虐待やDVへの対策・支援 児童虐待やDVの予防、早期発見のため、窓口を明確化し、広報や啓発を行います。また、関係機関等と連携を図り、相談体制の整備を行います。

担当課：子育て支援課、
女性・子ども支援課、
健康づくり推進課、学校教育課

(2) 生涯にわたる心身の健康づくりの推進

- ◆誰もが生涯を通じて適切に健康管理を行えるよう取組を進めます。特に女性は、思春期から妊娠・出産、更年期、高齢期などライフステージ*ごとの変化が大きく、特有の健康課題があることから、心身の状態に応じて必要なサポートを得られるよう支援します。
- ◆性や妊娠・出産に関して、女性が自らの意思で選択し健やかに生きられるよう、若い世代への正しい知識やリプロダクティブ・ヘルス／ライツ*の考え方の普及啓発を図ります。

主な取組（事業）

49 リプロダクティブ・ヘルス／ライツの啓発 すべての人にとって重要な権利であるリプロダクティブ・ヘルス／ライツについての啓発を行います。

担当課：健康づくり推進課、学校教育課

50 安心して妊娠・出産することができるための環境整備と情報提供 妊娠・出産に関する制度や環境を整備し、その周知徹底に努めます。特に、働きながら安心して妊娠・出産することができるよう情報提供を行います。

担当課：健康づくり推進課

51 健診(検診)の充実と情報発信 病気の早期発見・早期治療のための健診(検診)機会を設け、成長やライフステージに応じたきめ細かい健診(検診)を行います。また、その機会を広く周知するよう情報発信します。

担当課：健康づくり推進課

52 健康教育の実施 一人ひとりが「こころ」と「からだ」の健康を自己管理できるように健康教育の機会を設けます。

担当課：高齢者支援課、健康づくり推進課、
生涯学習課

53 健康づくり推進のための健康相談の実施 市民の生活に密着した健康づくりを推進するため、健康相談を実施します。

担当課：健康づくり推進課

54 スポーツ・レクリエーション等の推進	スポーツ推進委員や関係団体と連携し、男女が気軽に参加でき、体力づくりや健康増進のための各種スポーツ教室を開催します。また、指導者の発掘、養成を行い内容の充実に努めます。
担当課：健康づくり推進課 生涯学習課	
55 各種講座・事業の充実	高齢者を対象とした各種教室及びサロン事業*（高齢者が集まる場の創出）の支援を行い、子ども会との交流や季節行事への参加など、高齢者に向けて地域社会への積極的な参加を呼びかけます。
担当課：高齢者支援課、健康づくり推進課、 生涯学習課	
56 各種事業等の開催日時の配慮	働いている人の学習機会に配慮し、男女共に参加できるような開催日時を設定します。
担当課：関係各課	
57 各種事業での託児の実施	子育て中の市民の活動等を支援するために、各種事業で託児ができる体制づくりに努めます。
担当課：関係各課	
58 スポーツ施設・公共施設等の整備	市民の健康を維持、促進するために生涯スポーツの活動基盤としての施設の整備に努めます。また、公共施設等の段差等を改善し、高齢者・障がいのある人・子育て世帯等、誰でも安心して利用し暮らせるように、公共施設のユニバーサルデザイン*化を推進します。
担当課：関係各課	

(3) 困難を抱える人への自立支援

- ◆若年無業者や非正規職シングル*、ひとり親家庭等、経済的リスクや生きづらさを抱え、生活上の困難に陥りやすい女性への自立支援を行います。就労支援や自立支援、当事者同士で支えあうための自助グループ支援などを通して、困難な状況から早期に脱し、安全・安心な環境で暮らしていくための取組を進めます。

主な取組（事業）

- 59 雇用促進と相談窓口の充実** 積極的な就労の場の拡大を推進し、ハローワークと連携し、就業等に関する情報を提供します。

担当課：商工振興課

- 60 育児相談体制の充実** 子育ての悩みや不安など気軽に相談できる保健師、助産師、栄養士等による育児相談や子育て支援センター等の充実と情報提供を行います。

担当課：子育て支援課、健康づくり推進課

- 61 障がいのある人々に対する相談体制の構築** 障がいのある人々が、気軽に暮らしや福祉に関して相談できる体制づくりに努めます。

担当課：福祉課

- 62 保健福祉相談体制の整備** 市民の福祉・暮らしに関し、気軽に相談できる体制づくりに努めます。

担当課：福祉課、子育て支援課、
女性・子ども支援課、
高齢者支援課、健康づくり推進課

(4) さまざまな立場から考える防災体制の確立

- ◆女性防災士*など、災害に関して女性の参画を進めるとともに、女性だけではなくあらゆる視点からの防災対策の充実を図ります。

主な取組（事業）

- 63 さまざまな立場から考える防災講習の普及・啓発** 女性防災士の増加を推進するとともに、あらゆる視点に立った防災について講習を行うなど、普及・啓発を行います。

担当課：総務課、交通防災課

- 64 多様な視点を取り入れた避難所用の備蓄** 災害時に使用する備蓄品の準備の際に、女性用の生理用品、乳児用の物品など、あらゆる立場での準備を行います。

担当課：交通防災課

65 多様な視点を取り入れた 災害時の避難所運営

災害時の避難所運営に際し、女性や外国人などあらゆる視点に立った運営を行います。また、避難所運営側に女性が一人以上いるように配置します。

担当課：交通防災課

基本目標3において 家庭・地域・事業所で取り組みたいこと

家庭

家庭内であっても
行き過ぎた行為はDV*や
ハラスメントとなる可能性があります。
個人の尊厳を忘れないようにしましょう。

親子・夫婦など、どのような関係に
あっても、互いの考え方へ耳を傾け、
尊重し合いましょう。

事業所

行き過ぎた行為は
ハラスメントと
なる可能性があります。
相手や周囲が不快に感じないか、
自分の言動を顧みましょう。

上司、部下、同僚など、どのような
関係にあっても、互いの考え方
尊重し合いましょう。

地域

周囲で行き過ぎた行為を
見聞きした際には、
相談窓口に伝えましょう。

人の価値観を否定せず、
互いの考え方尊重しましょう。

周囲の人々が困っているときには、
できる手助けがないか
考えてみましょう。



災害対応力を強化する女性の視点

～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～

令和2年5月 内閣府男女共同参画局より

東日本大震災をはじめとするこれまでの災害における課題を踏まえ、防災の分野へ女性の視点を反映することは、子どもや若者、高齢者、障がい者、性的少数者など、多様な方々への配慮にもつながります。ガイドラインの中から一部をご紹介します。

平常時からの男女共同参画の推進

人口の半分は女性であり、女性の視点を反映することは、地域の防災力向上につながります。

女性の視点の重要性は、防災・復興に関する取組の基本的な考え方の一つとして世界的に共有されています。

災害時には平常時における社会の課題が一層顕著になって現れます。平常時からの男女共同参画社会の実現が大切です。

人権を尊重して安全・安心を確保

どのような状況にあっても、一人ひとりの人間の尊厳、安全を守ることが重要です。

特に避難生活における女性と男性それぞれの安全・安心を確保する必要があります。

女性の視点と連携・協働体制

平常時から自治会等の団体や民間との連携や広域的な連携体制を整備し、信頼関係を築いておくことが必要です。

受援計画や対応マニュアルの作成や研修・訓練の実施を通じて、団体や民間等においても女性の視点についての理解を促進しておきましょう。

災害による影響やニーズの違いに配慮

災害から受ける影響は女性と男性で異なります。災害時は、平常時の社会の課題が顕著になるため、女性が置かれている状況がより厳しくなる傾向があります。

父子家庭や男性の高齢者は孤立しがちで支援が届きにくいことに留意することが必要です。

男女共同参画担当部局・男女共同参画センターの役割の位置付け

男女共同参画担当部局・男女共同参画センターの役割を避難所運営マニュアル等に位置付け、防災・危機管理担当部局や福祉部局、各種専門家等を含めた連携体制を構築する必要があります。

女性は防災・復興の主体的な担い手

防災・危機管理担当部局の職員や自主防災組織、消防団、発災時の避難所などの現場における女性の参画を拡大しましょう。これによって、女性の視点や意見を反映しやすくなり、女性と男性のニーズや影響に配慮したきめ細かな支援を行うことができます。

要配慮者への対応

平常時に要配慮者対応に関わっている、医療・保健・福祉・保育等の専門職には女性が多く、家庭において乳幼児の保育や高齢者の介護等に携わる女性も多いです。こうした女性たちが平常時の防災対策から発災後の被災者支援にいたるすべての段階において意思決定の場参画できるよう環境整備等を行う必要があります。

要配慮者においても、女性と男性で受ける影響やニーズが違うことに留意し、福祉避難所の運営においても同様の配慮、対応を行うことが必要です。

部屋札用ピクトグラムの例

出展：女性用更衣室、男性用更衣室、授乳室・三重県 避難所情報伝達キット
女性専用スペースについては、三重県のピクトグラムを参考に内閣府男女共同参画局にて作成



ママ目線の暮らし安心術～もしもに備えるいつも～

2022(令和4)年の気づきうなずき講演会では、「歌う防災士しほママ」として講演活動を行う柳原志保さんに、動画配信で講演をして頂きました。

災害時は周りを見る余裕がなくなり、他人への配慮が欠けてしまうことがあります。普段から、周りにどのような人々がいるか、知っておくことが大切です。防災訓練の一つに、クロスロードというカードゲームがあります。多様性を認め合うこと、気づき、対話、共有、経験の伝承に繋がり、家庭や地域で行うことで、多様な視点を取り入れることに役立ちます。

【避難時、必要なものは自分で持っていく】

避難所に必要なものが揃っているとは限りません。これまでの災害時に不足したものとして、ミルク、離乳食、おむつ、アレルギー対応食、薬、入れ歯、生理用品等が挙げられます。自分の必要なものは自分で持参することが重要です。モノの備えは心のゆとりに繋がります。

【普段から備えておく】

- ヘルプカード、マタニティマーク、お薬手帳、母子健康手帳等、自分の身を守るために、自分の立場を見える化するものを普段から持ち歩く
- パーソナルカード(家族の連絡先や写真等の情報、健康保険証のコピーを入れる)、笛、小銭を持ち歩き、家族と連絡が取れるようにしておく

【誰もが来られる避難所づくり】

誰もが安心できる避難生活運営には、個々人の得意な分野を活かした役割分担をすることが大切です。

①プライバシー

- 更衣室や洗濯物を干す場所等、プライベートを守る空間を確保する

②情報

- 障がいを持っている方も理解できるよう、掲示と放送両方で伝える
- 外国人が理解できるよう、外国語案内やひらがな表記、指さしシートを用意する

③食事・授乳

- 乳幼児食(粉・液体ミルク、ほ乳瓶、紙コップ、使い捨てスプーン、飲料水、レトルト離乳食)、アレルギー対応食、スマイルケア食を用意する、母乳ケアを行う

④健康・衛生

- 仮設トイレは女性用:男性用=3:1で設置する、非常用トイレを用意する
- 感染症対策を行う
- エコノミークラス症候群の予防をする
- 心のケアを行なう

【災害時には、社会課題がより顕著に現れる】

- 非正規職シングルの人が災害時に子どもを預けられず、仕事に行けず職を失う

- 固定的性別役割分担による役割負担の増大

- 独身男性の仕事量の増加、自殺等

→平常時の課題を解決していくことが、防災活動・より良い地域づくりに繋がる

困ったときはお互いに助け合える関係、SOSを出せる人間関係を築く

【質の向上 & 担い手・後継者を育てる地域活動のコツ】

- 地域活動において女性の役員の割合を3割以上にする、役員に子育て世代や福祉関係者を入れる

- 会合のやり方を工夫する
- 行事をマンネリ化させない

- 役割は得意分野や家庭環境に配慮する

災害を忘れず、それぞれの立場で、できることから行動に移すことが大切です

1 庁内施策

❖男女共同参画推進懇話会の運営・充実

男女共同参画推進のため、男女共同参画推進懇話会を継続的に開催するとともに充実を図り、施策の進行状況を報告し、提言や新たな課題に対し検討を行います。

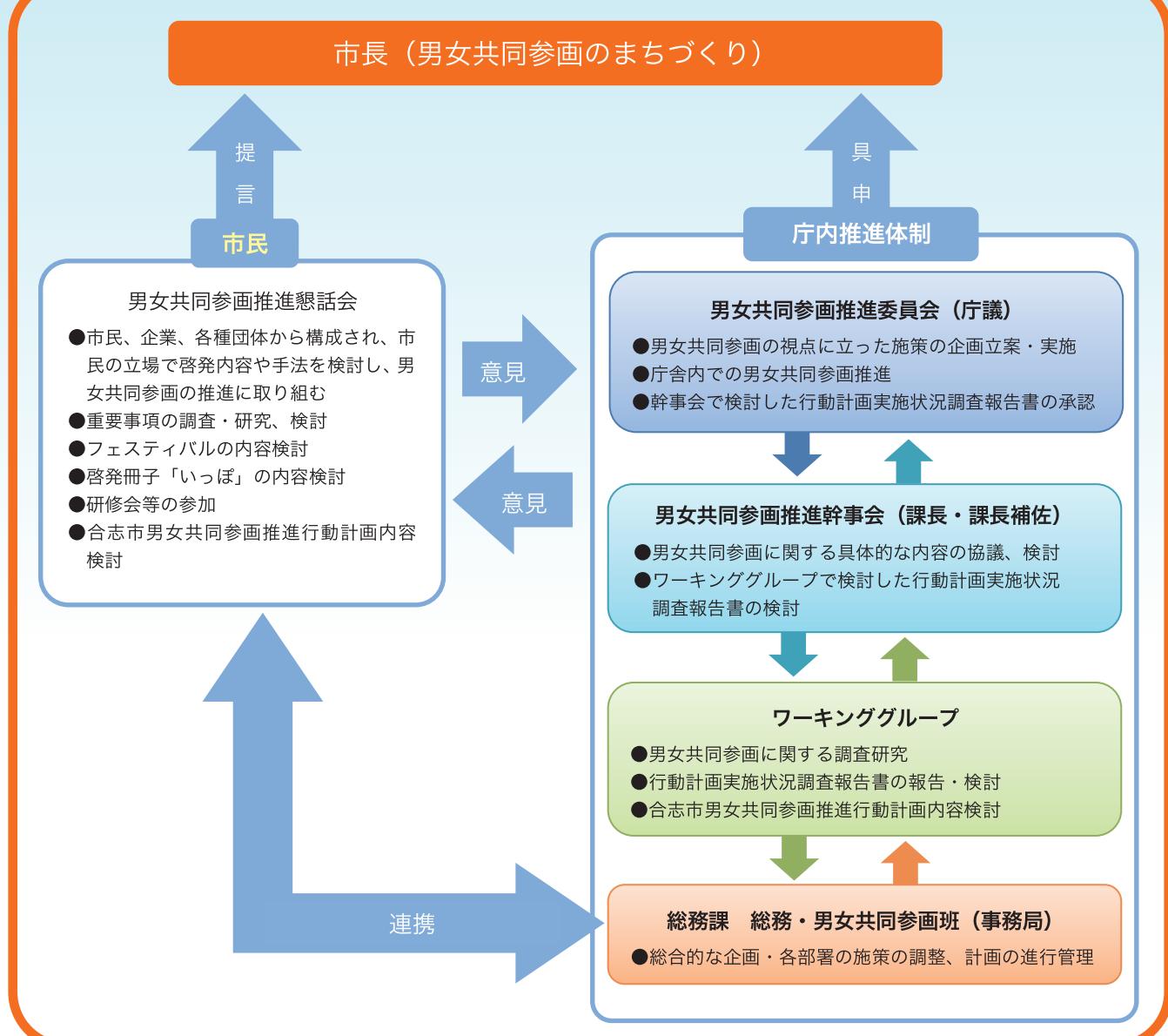
❖職員の研修

男女共同参画推進に関する研修に参加し、抱えている課題の研究や協議、効果的な施策を推進します。

❖庁内作業部会の開催

男女共同参画推進委員会、男女共同参画推進幹事会、ワーキンググループを開催し、関係各課と協議・連携調整を行い、総合的に施策を推進、管理します。

合志市における男女共同参画推進 組織図



2 市民、地域、事業所との連携

男女共同参画の取組は多岐にわたるため、計画の推進にはあらゆる場面において行政と市民、事業所、関係団体等の積極的な連携が重要です。

また、特にワーク・ライフ・バランス*の推進は、事業所における役割も大きいことから、積極的に連携して取り組みます。

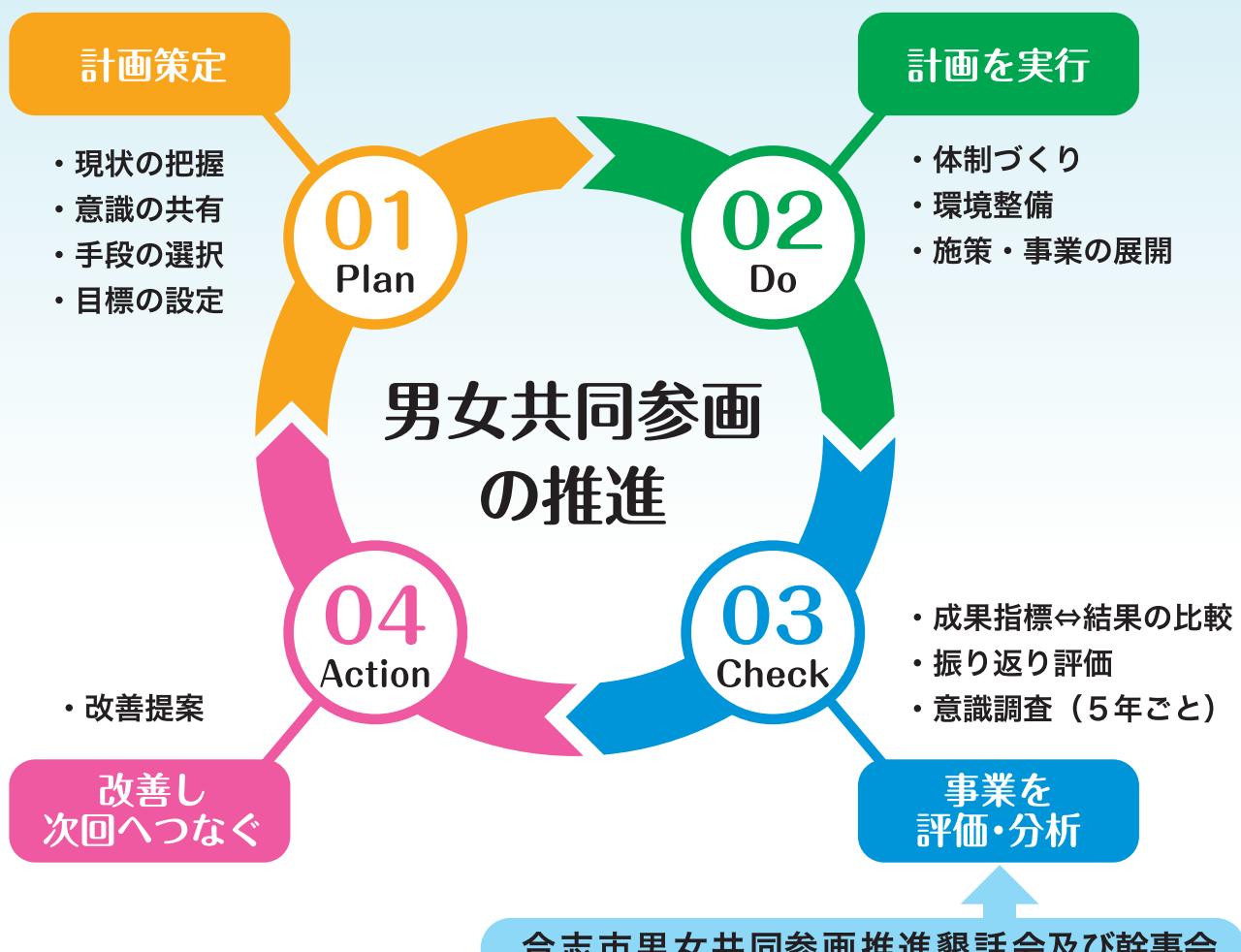
3 国・県・近隣自治体等との連携

国、県と連携を図り、相互協力して効果的な施策の推進に努めます。また、県内市町村との交流・連携を図り、総合的な取組を行います。

4 計画の進捗状況の評価

P D C Aサイクル（計画策定—計画実行—事業評価—見直し）により、進捗状況の評価、結果の反映、施策の見直しを行います。

次計画の策定前には市民意識調査等を実施し、計画の進捗管理の資料とします。



資料編

1 合志市男女共同参画まちづくり条例

平成19年9月25日条例第22号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第9条）

第2章 男女共同参画社会の形成に関する施策の推進（第10条—第20条）

第3章 合志市男女共同参画推進懇話会（第21条—第25条）

第4章 雜則（第26条）

附則

すべての人は法の下に平等であり、その中で男女共同参画社会は、性別にかかわらず、一人ひとりが大切な存在であることを認識し、互いに人権を尊重し、認め合うことにより実現されます。

そして、男女共同参画社会を実現することは、性別にかかわらず、市民が協力し、支え合い、思いやりのある地域づくりの基礎となり、共に責任を分かち合い、能力が活かされることで創造力が増し、活力に満ちた、真のまちづくりにつながっていきます。また、男女共同参画社会の実現は、多様化する生活環境や労働形態、進行する少子高齢化、国際化及び情報化で急激に変化する社会の中において重要な課題となっています。

合志市は、歴史と伝統ある文化を持ち、現在では住宅街と農業、商工業地域が混在するまちとなっています。しかし、生活する中で今もなお、性別による役割分担意識及び社会慣習等の固定観念による様々な克服すべき諸問題が存在しています。

このような状況を踏まえ、市、市民及び事業者等が協働し、一体となって男女共同参画社会の形成に向けた取組を総合的かつ計画的に進め、一人ひとりの幸せに生きる権利を大切にして、お互いが共に輝いて生きる、真に心豊かで活力ある合志市を築くため、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画によるまちづくりを進めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に居住する者、市内に通勤する者及び市内に通学する者をいう。
- (4) 事業者等 市内において事業を行う個人、法人その他団体をいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント* 他の者を不快にさせる性的な言葉や動作により相手方の生活環境を害する行為又は当該言葉や動作に対する相手方の対応によって不利益を与える行為をいう。
- (6) ドメスティック・バイオレンス* 配偶者又は親密な関係にある者に対して身体的、精神的、性的又は経済的な苦痛を与える暴力的行為をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会の形成は、次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければならない。

- (1) 男女の人権の尊重 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱い(明確な差別的意図がなくとも、差別を容認したと認められる取扱いを含む。)を受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、男女間におけるあらゆる暴力が根絶されること、その他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行についての配慮 社会における制度又は慣行が、社会における男女の活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならないこと。
- (3) 政策等の立案及び決定への共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、市、地域及び事業者等における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家庭生活及び他の活動の両立 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、子育て、介護その他の家庭生活について、家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭生活以外の活動を行うことができるようになること。
- (5) 生涯を通じた健康への配慮 男女が対等な関係の下に、互いの性について理解を深めることにより、妊娠、出産等に関して互いの意思が尊重され、かつ、生涯にわたって心身ともに健康な生活が営むことができるよう配慮されること。
- (6) 國際的協調 男女共同参画社会の形成の促進が、国際社会における取組と密接な関係を有していることから、男女共同参画社会の形成は、国際的な協調の下に行われなければならないこと。

(実現すべき姿)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、前条に定める男女共同参画社会の形成についての基本理念にのっとり、市、市民及び事業者等は、次に掲げる実現すべき姿の達成に努めるものとする。

- (1) 家庭において実現すべき姿
 - ア 家族が共に協力し、家事、子育て、介護等を担い合う家庭
 - イ 家族一人ひとりがお互いの人格を尊重し合える家庭
 - ウ 配偶者及び家族間におけるドメスティック・バイオレンスがなく、家族一人ひとりがお互いの人权を認め合う家庭
- (2) 職場において実現すべき姿
 - ア 採用、配置、賃金、昇進等についての男女格差がなく、個人の意欲、能力、個性等が十分に発揮されるいきいきとした職場

- イ 男女がともに、育児、介護等の休業が取得でき、労働環境が整備された職場
- ウ セクシュアル・ハラスメント*がなく、安心して働く職場
- エ 男女がともに方針の立案及び決定に参画できる職場

(3) 学校において実現すべき姿

- ア 性別にとらわれず、個性と能力が尊重され教育が推進される学校
- イ 人権教育が進み、人を思いやる心が育つ学校

(4) 地域社会において実現すべき姿

- ア 男女共同参画社会の形成の支障となる、性別による固定的な役割分担意識を反映した慣習やしきたりにとらわれず、男女がともに意思決定に参画できる地域社会
- イ 男女の人権が尊重され、対等に地域活動に参画し、それぞれの能力が発揮できる魅力ある地域社会
- ウ 男女間におけるドメスティック・バイオレンスがなく、一人ひとりがお互いの人権を認め合う地域社会

(市の責務)

- 第5条 市は、市の重点施策として、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施しなければならない。
- 2 市は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を策定し、及び実施するに当たり、市民、事業者等、国及び他の地方公共団体との連携に努めなければならない。
 - 3 市は、市の施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(市民の責務)

- 第6条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、自ら男女共同参画社会の形成に努めなければならない。
- 2 市民は、市が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者等の責務)

- 第7条 事業者等は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、自ら男女共同参画社会の形成に努め、男女が対等に事業活動に参画できる機会を確保し、及び職業と他の活動が両立できる環境を整備するよう努めなければならない。
- 2 事業者等は、市が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による人権侵害の禁止)

- 第8条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において性別による差別的な取扱いをしてはならない。
- 2 何人も、ドメスティック・バイオレンス及びセクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第9条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担又は女性に対する暴力を助長し、又は連想させる表現及び過度の性的な表現を行わないよう配慮しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成に関する施策の推進

(男女共同参画計画＊の策定等)

第10条 市長は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な計画を定めなければならない。

2 市長は、計画を策定するに当たっては、広く市民の意見を反映するように努めるものとする。

(市民及び事業者等の理解を深めるための措置)

第11条 市は、男女共同参画に関する市民及び事業者等の理解を深めるために、広報活動の充実、啓発活動等の適切な措置を講じなければならない。

(市民及び事業者等の活動に対する支援)

第12条 市は、市民及び事業者等の男女共同参画社会の形成の促進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(職業生活と家庭生活等との両立の促進)

第13条 市は、男女がともに職業生活と家庭生活等を両立することができるよう、子育て及び介護に関するサービスの充実、職場における環境づくりの促進等のための適切な措置を講ずるものとする。

(自営業における男女共同参画社会の形成の促進)

第14条 市は、農業、商工業等の自営業の経営及びこれらに関する活動において、男女が共同して参画できる機会が確保されるよう、情報の提供その他の活動を促進するために必要な措置を適切に講ずるものとする。

(教育の推進及び学習の支援)

第15条 市は、学校教育、社会教育その他のあらゆる教育及び学習を通じて男女共同参画に関する教育及び学習を促進するための適切な措置を講ずるものとする。

(積極的改善措置)

第16条 市は、審議会等を設置するに当たり、その男女の構成は偏りのないよう配慮しなければならない。

2 市長及びその他の任命権者は、その職員の登用に当たっては、性別にかかわらず、その能力に応じ均等な機会を確保するよう努めなければならない。

(推進体制の整備等)

第17条 市は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、体制の整備を図るとともに、必要な法制上又は財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(調査研究)

第18条 市は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な事項及び男女共同参画社会の推進を阻害する問題についての調査研究を行うものとする。

(苦情及び相談の処理)

第19条 市民又は事業者等は、市が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策について苦情又は相談があるときは、市長に申し出ることができる。

- 2 市民は、性別による差別的取扱いその他男女共同参画社会の形成を阻害する要因による人権侵害を受けたときは、市長に相談を申し出ることができる。
- 3 市長は、第1項に規定する苦情又は相談の申出について、迅速かつ適切に処理するための体制を整備するものとする。
- 4 市長は、第2項に規定する相談の申出を受けた場合は、関係機関と連携し、必要な措置を講ずるものとする。

(年次報告)

第20条 市長は、毎年度、男女共同参画社会の形成の状況及び促進に関する施策の実施状況を明らかにするため、報告書を作成し、これを公表するものとする。

第3章 合志市男女共同参画推進懇話会

(男女共同参画推進懇話会の設置)

第21条 市は、市民の視点による男女共同参画のまちづくりを推進し、男女共同参画に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査研究するため、合志市男女共同参画推進懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

- 2 懇話会は、次に掲げる事項について協議し、必要に応じて市長に意見を述べることができる。
 - (1) 男女共同参画社会の形成のための施策の樹立とその推進に関すること。
 - (2) 男女共同参画社会の形成の促進における調査研究に関すること。
 - (3) 第19条第1項の苦情及び相談の処理に関すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成に関する重要なこと。

(組織)

第22条 懇話会は、委員20人以内で組織し、男女いずれの委員の数も、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

- 2 懇話会は、学識経験を有する者、各種団体の推薦する者、公募による者及び市長が推薦する者をもって組織し、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第23条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会長等)

第24条 懇話会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第25条 会長は、必要に応じて懇話会の会議を招集し、その議長となる。

2 懇話会に、必要に応じて部会を置くことができる。

3 部会は、会長が指名する委員をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。

第4章 雜則

(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

雑則

この条例は、平成19年11月1日から施行する。

2 用語の説明

あ行

■アジェンダ

計画、予定案、議事日程などを指す。特に政治・政策分野で、行動計画、検討課題の意味で用いる。

■育児・介護休業法

正式名称は、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」。子どもの養育や高齢者の介護などのために、従業員が休みを取ることができる制度を事業主が設けることで、労働者の雇用の継続を図るとともに、育児や家族介護のために退職した労働者の再就職の促進を図ること。

■一時保育

一般的には認可保育所で行われており、通常の保育とは別枠で子どもを受け入れるシステム。通常の認可保育所などに預けられていない子どもが対象となっている。

■L G B T

性的な少数者を限定的に指す言葉で、レズビアン(女性同性愛者)、ゲイ(男性同性愛者)、バイセクシュアル(両性愛者)、トランスジェンダー(出生時に診断された性と自認する性の不一致)の頭文字をとった総称。

■延長保育

保育所において通常の保育時間を延長して行う保育事業。女性の就労の増加や就労形態の変化に対応するのが目的。

■エンパワーメント

社会福祉の援助活動において、利用者やその集まり、コミュニティなどが自らの力を自覚して行動できるように支援すること。利用者の主体性や人権などが脅かされている中で、利用者たちが自立を取り戻し、自らの能力を回復・発揮できるよう支援をする。

か行

■学童保育

主に日中保護者が家庭にいない小学生(学童)を対象として、放課後に遊びや生活の場を提供して児童の健全な育成を図る事業。正式名称は「放課後児童健全育成事業」で、自治体によって実施施設について学童クラブ、放課後(児童)クラブ、学童保育所などの名称が使われている。

■家族経営協定

家族による農業の経営をより良いものにするために労働時間や労働報酬、休日などについて文書による取り決めをすることで、構成員が自覚をもって農業経営に参加することを目的に締結するもの。

■キャリアアップ

より高い専門的知識や能力、高い経験を身につけること。

■休日保育

日曜・祝日などに保護者の勤務などの理由で保育する人がいない場合、対象児童を一時保育施設で預かる事業。

■固定的性別役割分担

個人の能力や特性などによって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、男女の性別によって役割を固定すること。

■子ども・子育て支援事業計画

「子ども・子育て支援法」に基づき、市町村・都道府県が策定する計画。人口増加の影響等を踏まえ、子どもが健やかに生まれ育つ環境の整備を図るため、地方公共団体及び事業主に対し子育て環境の整備や仕事と子育ての両立のための取組について行動計画として策定することを義務付けている。

さ行

■在宅サービス

介護が必要な高齢者が、普段生活している居宅で介護を受ける場合に提供されるサービスのこと。

■サロン事業(ふれあいきいきサロン事業・高齢者サロン)

合志市では「一人暮して話し相手がない」「外出の機会が減って体力が低下した」「ご近所付き合いがあまりない」など、閉じこもりがちな高齢者を対象に、気軽に集まれる場所を地域住民(ボランティア)でつくっていく活動。

■女性認定農業者

認定農業者制度とは、意欲と能力のある農業者が自らの経営を計画的に改善する目的で「農業経営改善計画」を作成し、市町村が認定する制度。認定農業者となることで国や県、市町村などから支援が受けられる。この中で女性の農業経営への参画を促進し女性の農業経営者としての位置付けを明確化するために、女性が積極的に認定農業者になることが重要となっている。

■シルバー人材センター

定年退職者や健康な高齢者の希望に応じて臨時・短期の就業機会の確保と提供を行う組織で、運営費が国の補助対象となっている。合志市では公益社団法人として組織されている。

■ジェンダー

生物学的な性別に対して、社会的・文化的につくられる性別のこと。

■ジェンダー・ギャップ指数(Gender Gap Index:GGI)

世界経済フォーラム(World Economic Forum:WEF)から年に1回公表される、各国における男女格差を測る指標。「経済」「政治」「教育」「健康」の4つの分野のデータから作成され、0が完全不平等、1が完全平等を示している。

■スキルアップ

腕前を上げること。技術力を高めること。

■ストーカー

恋愛感情その他の好意的な気持が満たされなかつことから、特定の人やその家族などに対して、つきまとい、乱暴な言動、名誉を害する行為などを繰り返すこと。

■性的マイノリティ

同性愛者・両性愛者・性同一性障害者などの性的な少数者のこと。

■セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)

職場や学校などで起きる性的いやがらせのこと。身体への不必要的接触、性関係の強要、性的なうわさを流す、人目にふれる場所でのわいせつな写真の掲示などが含まれる。

た行

■ダイバーシティ

多様な人材を積極的に活用しようという考え方のこと。性別や人種の違いに関わらず、年齢、性格、学歴、価値観などの多様性を受け入れ、広く人材を活用することで生産性を高めようとする取り組み。

■男女共同参画計画

1999(平成11)年、女性も男性とともに生き生きと充実した生活を送ることができる社会づくりを目指し「男女共同参画社会基本法」が施行された。熊本県では2002(平成14)年「熊本県男女共同参画推進行動計画条例」が施行され、「熊本県男女共同参画計画」が策定された。これを受け、熊本県の地方公共団体・企業では「男女共同参画推進行動計画」が策定された。

■男女共同参画週間

「男女共同参画社会基本法」についての理解を深めるために、平成13年度から毎年6月23日から6月29日までの1週間に設定された。地方公共団体、女性団体、その他の関係団体の協力の下に、男女共同参画社会づくりへの促進を図る各種行事を全国的に実施している。

■男女雇用機会均等法

雇用の分野において男女に平等に機会が与えられ、同様な待遇が確保されることを目指す法律。また、働く女性のために、妊娠中や出産後の健康の確保を推進することも目的としている。

■地域生活支援事業

障がい者が生活する地域の環境や障がいの程度に応じ、市町村や都道府県が必要な支援を行う事業。事業内容は、地域の事情に応じてさまざままで、相談支援やコミュニケーション支援、日常生活用具給付・貸与、移動支援、成年後見制度利用支援などがある。

■テレワーク

ICT(情報通信技術)を利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方。勤務場所により、大きく、(1)在宅勤務、(2)モバイルワーク、(3)サテライトオフィス勤務に分けられる。

■ドメスティック・バイオレンス(DV)

夫婦や恋人など親密な間柄にあるパートナーの間での身体的・精神的・性的な暴力のこと。

な行

■農業女性アドバイザー

熊本県では、農業経営や農家の生活向上に意欲的に取り組み、地域活動などにも積極的に取り組んでいる女性を「熊本県農業女性アドバイザー」として5年間の認定を行っている。

また、農村の活性化に意欲的に取り組み、かつ、指導力に富む女性農業者を「合志市農業女性アドバイザー」として3年間の認定を行っている。

は行

■パタニティー・ハラスメント(パタハラ)

妊娠・出産・育児休業等ハラスメントの一つであり、職場において行われる上司・同僚からの言動(育児休業等の利用に関する言動)により、育児休業等を申出・取得した男性労働者の就業環境が害されること。

■パワーハラスメント(パワハラ)

職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、適正な範囲を超えて精神的・身体的苦痛を与えたり職場環境を悪化させる行為のこと。

■非正規職シングル

パート・アルバイト・契約社員・派遣社員等、正規雇用ではない労働者のうち独身の人のこと。

■病児・病後児保育

保育園や幼稚園に通う子どもが病気中か病気回復期の場合で、保護者が仕事がある時などに日中に預かるサービスのこと。

■フレックスタイム

働く人それぞれの労働時間は一定だが、出社と退社時間については各自の仕事の内容や個人の生活の都合に合わせて自ら調整する制度。

■ポジティブ・アクション

社会のあらゆる活動分野での男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、機会を積極的に提供すること。各種審議会委員への登用、公務員・事業所での採用・登用などで行われる。

■防災士

「自助」、「共助」、「協働」を原則として、社会の様々な場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識・技能を修得したことを、N P O 日本防災士機構が認証した人。

ま行

■マタニティ・ハラスメント(マタハラ)

妊娠・出産・育児休業等ハラスメントの一つであり、職場において行われる上司・同僚からの言動(妊娠・出産したこと、育児休業等の利用に関する言動)により、妊娠・出産した女性労働者や育児休業等を申し出・取得した女性労働者の就業環境が害されること。

■モラルハラスメント(モラハラ)

職場や学校、家庭などにおいて、言葉や態度などによって人の心を傷つける精神的な暴力や虐待のこと。

や行

■ユニバーサルデザイン

文化・言語・国籍・年齢・性別の違いや障がいの有無、能力の有無を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計(デザイン)のこと。

ら行

■ライフステージ

人間の一生を幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などに分けたそれぞれの段階のこと。

■ライフスタイル

暮らし方や人生観、価値観、習慣などを含めた個人の生き方のこと。

■ライフプラン

ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)など、社会への積極的な働きかけや暮らし方の形成もライフプランとして考えられる。家庭や地域などの身近な生活をもとに、個人が主体性を持って生きる方法。

■リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

1994年にエジプトのカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱されたもので、「男女を問わず、すべての人が享受するべき性に関する健康の権利」とされており、出産や性生活、子どもの健康などが含まれている。また、女性の問題だけではなく、性と生殖に関する男女の平等な関係・同意・共同責任であるという認識など、男性の性に関する役割と責任についても述べられている。

わ行

■ワークシェアリング

労働時間の短縮などの方法によって多くの人で全体の仕事量を分け合うこと。主に雇用の維持や新たな仕事の創出を目的として行われる。

■ワーク・ライフ・バランス

ワーク(仕事)とライフ(生活)のバランス(調和)のことであり、一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態のこと。

第4次合志市男女共同参画推進行動計画
パートナーシップ プラン・こうし

2022年（令和4年）3月

発行 合志市
総務課 総務・男女共同参画班
〒861-1195
熊本県合志市竹迫2140番地
TEL：096-248-1112
FAX：096-248-1196

